

令和3年 一般質問 12月定例会

質問議員	質問順	質問番号	質問事項
川島忠治	1	1	天の川排水ポンプの設置について
		2	生活保護者のワクチン接種に係る移送費について
		3	国保税の未就学児の均等割軽減について
片石鉄彦	2	1	公共施設間のアクセス道路の整備について
		2	町民プールの整備について
久末成弥	3	1	町内の公園管理について
岩田靖	4	1	上ノ国地区のオナミ沢の樋門管理とポンプ小屋の設置について
		2	自主防災組織の必要性について

川島忠治 議員

質問1 天の川排水ポンプの設置について

4年前に起きた天の川の氾濫で、上ノ国地区と大留地区の一部で避難が発生しました。その後、町としても、大型発電機3台、照明用発電機3台、排水用ポンプなども購入し、対策を講じています。

11月2日、道南、木古内付近を中心に集中的な豪雨で道道5号線で土砂崩れのため通行止め、天の川橋付近の遊歩道も50から80センチほど冠水状態が続き、地元町内会関係者や役場担当課が4年前の事故が再び起きないかと心配し、現地で実態調査や対策などされました。地元の要望・意見は、気候温暖化による局地的な豪雨が全国でも起きている。天の川の水門を止めた場合、オナミ沢から流れた用水路が逆流して民家の排水口に流れてくる。町内でも自主防災組織を立ち上げなくてはならないという声が大きく広がっています。町と町内会が一体となって実践に向けた訓練などとして、住民の命と財産を守るために、補助事業等を活用して排水ポンプの設置で対応すべきと考えますが、所見を伺います。

答弁▼町長

去る11月2日の大雨では天野川が増水し、上ノ国地区で冠水被害が心配されましたが、水位低下により事なきを得ました。天野川を管理する函館建設管理部では、毎年河道掘削や支障木除去等による外水対策を実施しているものの、近年各地で局地的な大雨が発生していることから、本町においても早急に内水対策を講ずる必要があるものと考えております。

特に、上ノ国地区オナミの沢川周辺については、幾度となく冠水の危険性が生じていることから、補助事業等を活用し排水ポンプの設置などを来年度実施に向け検討してまいります。

ただ、事業実施にあたっては、地区住民の協力体制が必要不可欠なことから、準備が整い次第、町内会などと協議してまいりたいと存じます。

再質問

排水ポンプについておたずねしたいと思います。

非常に前向きな回答いただいたところであります。なお、事業推進するにあたって、地域住民の協力は非常に大切なことであります。町内会で一刻も早く自主防災組織を立ち上げ、自助、共助、公助の役割を担いながら、住民の命と暮らし、そして町民の財産を守るために引き続き推進していただきたいと思います。

さて、一つお聞きしたいのは、この排水ポンプの出力、容量などはどのくらいと考えておりますか。

答弁▼施設課長

ポンプの能力につきましては、今、町内にありますオナミ沢川の流域、オナミ沢川の河川流域等の面積等の量と、あと発生確率等を計算しまして、どれくらいの量が必要になるかっていうことの調査を行って、出力を決定したいと思いますので、今、調査後にわかりましたらご報告したいと思っております。

質問2	生活保護者のワクチン接種に係る移送費について
	<p>新型コロナウイルスワクチン接種に必要な移送費、交通費を生活保護の支給対象になると厚労省通知が4月に出されて6ヶ月余、道内の複数の自治体で保護費の支給対象にならない、支給範囲は高齢者に限ると誤った対応がありました。この案件は、11月道議会、保健福祉委員会で取り上げられ、道は再度通知を出し、適切に対応すると答えています。</p> <p>檜山振興局、福祉事務所を訪ね、聞き取りで次のことがわかりました。</p> <p>4月に出された通知は町に連絡していない。申請書は、生活保護法による保護申請書に接種証明書を添付して下されば受付すると言っています。</p> <p>次の点について伺います。</p> <p>1点目、厚労省の通達を知っていましたか。</p> <p>2つ目、このような相談などありましたか。</p> <p>3つ目、相談があった場合、適切に対応されていましたか。</p>
	答弁▼町長
	<p>生活保護法では、実施機関は都道府県知事、市長及び社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長とされており。また、福祉事務所を設置しない町村長は、保護開始の申請を受け取った場合には、実施機関に送付することや福祉事務所長から求められた場合に保護金品を交付するなど定められており、本町では診療依頼書の交付、保護費の交付及び保護申請書の進達などが主な業務となっております。</p> <p>まず一つ目については、厚生労働省のホームページで内容を確認しましたところ、実施機関及び実施機関の地区担当員等に対し周知することとなっているため、本町に通知は来ておりませんが、地区担当員から制度についての連絡は頂いております。</p> <p>次に二つ目については、ケースワーカーが定期的に生活保護受給者宅へ訪問し、聞き取り調査をしていると伺っており、直接、生活保護受給者からの相談を受けた実績はございません。</p> <p>次に三つ目については、生活保護の実施機関は檜山振興局であることから、不明な点などがあった場合には、必ず実施機関に相談することとしておりますので、適切に対応できるものと考えております。</p>
	再質問
	<p>先ほどの回答で、厚労省の通知は町には来てない。そしてまた、生活保護受給者からの相談も受けたこともない。相談があった場合、檜山振興局で適切に対応できると回答がありました。今、ワクチン接種に移送費が出ることは生活保護者の方は知りません。知っていたら、なんらかの形で役場に相談したかもしれません。2回目のワクチン接種、3回目の接種も3月から始まります。生活保護者に移送費の案内について伺いますが、申請すると受理することは福祉事務所も言っています。案内と申請書などを送付していただくことは、檜山振興局に依頼した方がいいのか、それとも町として、今回移送費に関する内容を含め、申請書の送付などは町としてできないもののでしょうか。</p>
	答弁▼住民課長
	<p>まず、案内についてなんですけども、町の方では特に案内するっていうことは考えてませんが、振興局に確認しました。そしたら、ケースワーカーが定期的に生活保護受給者の所へ伺って、その際に、移送費に関しても指導してるっていうことを伺っておりますので、受給者から役場の方に申請がきた場合には、私も受けて振興局の方に進達したいと思っております。</p>
	再質問
	<p>ケースワーカーの方は、だいたい月1回くらい来られてるんですか。回ってるんですか。まあまあ、それが1点ね。それに伴いながら、直接生活ね、急ぎに関して直接ね、福祉事務所に問い合わせし、あるいは書類を送ってくださいってのはなかなか生活保護者の方は、そこまで出来ない方もいると思うのでね、もし案として、例えばケースワーカーの方に例えば申請用紙、あるいは2回、今まで2回やった分も踏まえて書類渡しておいて、それで説明などもして、これくらいの移送費が出るということを含めてね、対応はできないものかどうか。</p>
	答弁▼住民課長
	<p>ケースワーカーの訪問回数については、ちょっと町の方では把握はできておりません。ただ、定期的に伺ってるっていうことしか伺っておりませんので、何回行ってるっていうとちょっとわからない状態です。</p>
	答弁▼副町長
	<p>今の生活保護者がワクチンを接種した場合の移送費なんですけれど、今回1回目、2回目についても、町としては各集会施設を巡回して行っておりますし、また、総合福祉センターで接種する場合についてもバスを運行したりですね、民間のバスを利用するようなケースというのは、ほとんどないと思っております。そういう部分では、生活保護者についても町で用意したバスを利用することによって、移送費という交通費はほとんどはかかってないものだというふうには認識しております。</p>

質問3	国保税の未就学児の均等割軽減について
<p>高すぎる国保税は、全国知事会、全国市長会でも国へ要望していました。厚労省は、来年度に子育て世帯の経済的な負担軽減の観点から、国保制度の子供の均等割保険料、税を軽減する対象を全世帯の子ども、未就学児まで、均等割の負担額は、国が2分の1、北海道4分の1、市町村が4分の1となり、2022年度から導入されます。低所得者の世帯、軽減措置を7割、5割、2割の3段階に設けられていることから、例えば7割軽減負担の未就学児の場合、残り3割の半分を減額することから8.5割軽減となると厚労省は述べています。確かに一歩前進ですが、反面、保険料、税の統一化に向けた課題などあることから先行きは不安材料ばかりです。</p> <p>次の点について伺います。</p> <p>1点目、上ノ国町国保加入者で5割、2割、軽減がない場合も含め未就学児童は何名いますか。</p> <p>2点目、現在の5割、2割軽減措置の場合、子どもの均等割一人当たりの軽減額はいくらになりますか。</p> <p>3点目の、未就学児童減免にかかる町の負担は4分の1となる場合、負担額はいくらになりますか。</p> <p>4点目、仮に、未就学児の軽減を町独自に小学6年生まで延長した場合、町の負担はいくらになりますか。</p> <p>以上4点について、お伺いします。</p>	
答弁▼町長	
<p>まず初めに、国保加入世帯の未就学児童数は直近で、5名となっております。</p> <p>次に、現在の子ども一人当たりの軽減額につきましては、2割軽減世帯で4,960円、5割軽減世帯で1万2,400円、7割軽減世帯では1万7,360円となっております。</p> <p>次に、未就学児童減免に係る町の一人当たり負担額は、軽減が無い世帯の場合で3,100円、2割軽減世帯で2,480円、5割軽減世帯で1,550円、7割軽減世帯では930円となっており、現未就学児にかかる負担額増額分と致しましては、8,060円と見込んでおります。</p> <p>次に、小学6年生まで拡充した場合には、小学生9名分で7万680円が全て単独費となりますことから、合わせて7万8,740円と見込まれます。</p>	
再質問	
<p>国の数々の社会補償制度のもとで、国保加入者は傷病手当金はなし。保険料、税の折半もありません。加入者の負担増となっております。町民の命と暮らし、福祉の向上を目指すために施策を講じることが、地方自治体の果たす役割と想っています。</p> <p>町として2009年に、全国で初めて高校生まで医療費の無料を実施し、町民からも歓迎され、こうした中で今では、全国的に大きく広がっています。未就学児の均等割、軽減について、全国、道内でも未就学児童の均等割は、あまりにも狭すぎる。せめて高校生まで延長すべきという声も広がっております。</p> <p>特に来年度の再編成に向けて、町独自として未就学児童から小学6年生まで延長した場合、さらに段階的に高校生まで延長した場合、国保加入者の負担は大きく軽減されます。当面、小学6年生まで延長されることを検討してみることはできないでしょうか。</p>	
答弁▼財政課長	
<p>国における国民健康保険制度の根幹の考え方といたしましては、全ての加入者が等しく保険給付を受ける権利があるため、世帯の人数に応じた応分の負担をいただく必要性があると考えられております。</p> <p>また、全ての保険制度につきましては、転ばぬ先の杖、いわゆる応分の負担で成り立っており、転んだ先、これはケガや病気ですね、の補償につきましては、それ相応の補償受けられるというものでございます。したがって、やはりこういった部分につきましても、それ相応の負担というところで必要不可欠なものとして認識しておりますので、町独自の部分につきましては、現在のところ考えてございません。町独自の負担の増加、町独自で負担をするということにつきましても、現在のところ考えてございません。</p>	
片石鉄彦 議員	
質問1	公共施設間のアクセス道路の整備について
<p>町の公共施設は、役場庁舎を周辺に、福祉センター、子ども支援センター、町民プール、健康づくりセンター、スポーツセンター、学校などが点在しておりますが、各施設へつながる道路がないため、役場から健康づくりセンターへ用事を足しに行くのや、保育園や学童保育所、小学校からスポーツセンターに行くのにも、安全に通行できる道路がなく、国道に出て天野川橋の手前から入る道路か、セイコーマートの横から入る道路を遠回りしなければならず、不便なうえ危険が伴います。徒歩で行くとしても職員駐車場を通らなければならず、危険が伴います。特に悪天候の時は、車での移動になり、町民からも不便だと言う声があります。</p> <p>そういう事から、各施設につながる道路を整備して利便性を図り、安全を確保できる道路整備をすべきと思いますが、町長の所見をお伺いいたします。</p>	

## 答弁▼町長

役場庁舎周辺の公共施設は、全て正面玄関前に広い駐車場が整備されている状況で、他町と比較しても来庁者には非常に利便性が高いものと判断しております。

議員ご指摘のとおり、利便性や安全性に欠けるところも承知しておりますが、この周辺では子ども支援センターやプールなど児童生徒も多数利用していることから、現状では車道の設置は困難なものと考えられますので、施設間を繋ぐ歩道の整備を検討してまいりたいと存じます。

## 再質問

まあ、現況見ると、ほんとに駐車場がこう隣接してまして、車道の整備にはその場所ではちょっといろいろ無理な面もあろうことかと思っておりますので、歩道についてはできれば早急に対策を講じていただきたいと思っております。

そして、将来的にはやっぱり例えば役場のすぐ近くでなくて、例えば古川橋川筋の道路とか、小学校と支援センターの間の用地とかに、大型車通れなくても普通車程度通れるそういう道路をすべきと思っておりますけれども、その辺の考えについていかがですか。

## 答弁▼施設課長

この庁舎の付近の車道につきましては、国道、町道については、全て歩道が、歩車道境界の歩道が整備されております。今、議員おっしゃりました古川の管理道、管理道につきましては普通車両は通れる形になっておりますので、その管理は函館建設管理部になりますので、ただ普通の車は今現在通れるような形となっております。で、あの、説明した、お答えした中に歩道の整備につきましては、各施設に繋がる歩道部分の歩道が途切れている部分もあるということで、その辺を明示できるようなもので整備してまいりたいと思っておりますので、ご理解願います。

## 質問2 町民プールの整備について

本町には町民プールが上ノ国、河北校下の2か所にあり、現在は上ノ国と河北プールが開設しておりますが、しかし、人口減少により利用者数が年々少なくなっており、今後の人口の推移を考えると、増々利用者が減ることが考えられます。

上ノ国プールも老朽化で、いつ休止するかわからない事状況、今後の利用者数の推移を考慮した時、1ヶ所に集中して開設期間を長くできると思いますが、開設期間を長くできる設備を備えたプールを整備して、水泳人口の増加を図るべきと思っておりますが、いかがか教育長の所見をお伺いします。

## 答弁▼教育長

上ノ国地区町民プールは昭和51年、河北地区町民プールは平成元年の開設以来、町民の健康増進や小学校の授業をはじめ、たくさんの方々にご利用いただいております。

しかし、近年では議員ご指摘のとおり利用者の減少傾向が続き、施設自体も上ノ国地区町民プールで45年、河北地区町民プールで33年が経過し、老朽化が進んでいることから、都度の部分的な修繕を実施し、ろ過器や循環器といった設置機器については部品交換などを行い、営業を続けている現状にあります。

今後につきましては、人口減少に伴う利用者の減少などを考慮し、一カ所に絞っての開設も含め町民プールの在り方について検討してまいりたいと考えております。

## 再質問

上ノ国プールはもう老朽化が激しくて、そういう状況は関係者から伺っております。コロナの影響もあろうかと思うんですが、利用者がここ2年ほど前から半減しております。これから少し回復できるのかという期待をしておりますけれども、河北プールについては、コロナ前からずいぶん利用者数が少なくなっておりまして、年間の利用者、河北プールについては10人程度です。日割りにすると60日で割ると10人程度なんです。ですから、費用対効果はあまり申し上げたくないんですけども、やっぱり今、春に滝沢小学校も統合され、将来はおそらくそういう状況が出てくると思います。やっぱり上ノ国プールそういう状況でありますから、例えば改修して、例えば屋根にソーラーパネルを設置して水温の温度を上げて、開設時間を60日でなくて、例えば前30日、後ろ30日増していければ、かなり利用できると思います。そういうことからして、やっぱり1箇所は今古い上ノ国プールを改修して、少し温かい水に、水泳できるようなそういう設備にすべきと思っておりますけれども、考えをお伺いいたします。

## 答弁▼教育委員会事務局長

ただいまの片石議員からのご質問なんですけども、確かにご指摘のとおりですね、今現在上ノ国地区プールと河北地区プールということで2箇所のプールを運営しております。昨年、今年とですね、利用者数も大きくちょっと減っている状況があります。一番大きな理由としましては、学校の授業の中で子どもたちの利用に関しまして、滝沢小学校と河北小学校は授業の中で利用してるんですけども、現在、今の施設では更衣室のちょっと狭いということで、人数が多いと一斉に使えないということでコロナ対策でですね、学校の方で上ノ国小学校、上ノ国中学校が利用していなかったというような理由もあって、ちょっとこの2年間は利用者が減っている状況になります。

今後ですね改修ということで、今、ご提案のあった例えばソーラーシステムを使って少し温水化して期間を長くするですか、そのようなアイデアはいろいろあるかと思えます。今、改修という言葉が出たんですけども、実際上ノ国プールですね、内部を細かく確認しますと、やはり施設自体がなかなかヒビ割れをはじめ、いろんな部分でズレが生じたり、ガタがきてると。天井もちょっとツギハギのような形で、今現在、ギリギリの状態って言葉悪いんですけども、なんとか営業してるという状況になります。

今後につきましては、委員会の考えとしましては、先に教育長からもありましたプールを一つにしての運営も含めまして、改修というにはちょっと改修費が相当かさむんじゃないかというふうにそういう思いもありますので、今後はですね、改修と併せて新たな施設の建て替えというようなものも含めまして、検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

## 久末成弥 議員

### 質問1 町内の公園管理について

僕自身、何度か定例会で一般質問させていただいてますが、来年度の公園の草刈りや遊具修復等の管理は、どのように進めていくのか、所見を伺いたします。

## 答弁▼町長

本年第2回定例会において、草刈の回数や遊具等の修復が適切に管理されていないのご指摘を受けましたことから、改めて管理委託業者からの聞き取りなどを行い、管理方法の見直しを検討しております。しかしながら、管理内容を充実することにより費用も多額となることから、それぞれの公園の利用実態を見極めながら、その必要性に応じて予算配分をしてまいりたいと存じます。

このようなことから、現在令和4年度予算を編成中でありますことから、具体的な管理体制は新年度予算の上程時に議論して頂きたいと存じます。

## 再質問

ありがとうございます。今現在、自然環境や公園の管理のあり方、もともと海水浴場などもない状況で、町内の子どもたちが安心して遊ぶ場所が失われつつあると思います。第2回定例会において草刈り等の質問もしましたが、今年度の第1回定例会の僕の質問で、多目的公園等の設備についてを質問させていただいた際、質問の返答で、町では今ある公園を機能強化して、使用していくという考えと答弁もありました。

是非、令和4年度の予算に町内の公園機能強化のための予算編成をお願いいたしたいと思えます。

## 答弁▼施設課長

今、議員さんご指摘のとおり、そのような公園機能持ち合わせたもので、整備計画と含めまして検討してまいりたいと思えます。

ただ、公園につきましては現在上位計画等がありまして、その辺も含めながら検討してまいりたいと思えますので、ご理解願います。

## 岩田 靖 議員

### 質問1 上ノ国地区のオナミ沢の樋門管理とポンプ小屋の設置について

11月2日の大雨によって天の川の水位が上昇し、上ノ国地区では水位が遊歩道より上がり、オナミ沢に逆流して、一時樋門が閉めらる事態となりました。2017年9月18日の台風による水位上昇で起きた水害で、勝山地区と海拔の低い地区で浸水被害が出た事が記憶にも新しく、今回の様な長雨では、いつまた水害が起こるのか地区の人たちは大変不安になります。

そこで2つのこととお伺いします。

1つ目は、今後広範囲で水害の恐れがあるときに、オナミ沢の排水樋門は適切に閉められる状態にない場合、管理体制を整えられるか。

2つ目は、オナミ沢の樋門が閉められた後にポンプで排水する場合、備蓄庫に保管してあるポンプは非常に重く運搬に時間を要することが予想されるため、今後、オナミ沢の近くにポンプを保管できる小屋の設置は考えられないか。所見を伺います。

#### 答弁▼町長

まず一つ目については、町が函館建設管理部から二級河川の樋門操作の委託を受け、各樋門ごとに操作人を委嘱し、操作人の判断又は町からの指示により樋門操作が行われております。

なお、操作人の不在時などで対応の遅れが予想される場合には、施設課担当職員が対応することとしているほか、河川管理者の函館建設管理部から維持管理業務を受託している業者が異常気象時には巡回を行い、必要に応じ操作することになっております。

次に二つ目については、先ほど川島議員へのご質問にお答えしたとおり、来年度実施に向けて検討してまいります。

#### 再質問

現在、上ノ国地区の二つの排水樋門は2021年4月に現在の管理者に管理委託を委嘱されている状態です。管理前は年に5回の巡回と点検で動作の確認と記録表に記載することとされています。水害のおそれがある時の樋門を閉める時は自己判断でまかせるとお願いされているのが現実です。天の川の逆流で樋門を閉めるのが遅れて水害が発生した時に、管理者に責任を感じさせるようなことがあってはいけないと思います。また、4年前と今回の大雨の状況は雨がそんなに降っていないと思われていましたが、実際にはわずか2、30分で一気に水量が増して、冠水の危険性があった状態になってしまいました。つまり、樋門管理者はあくまで提携や動作確認が重要で、災害のおそれがある時は監視の目をもっと複数必要ではないと思いますがいかがですか。また、樋門が閉められた時点でオナミ沢自体も水量であふれることが心配になるため、すぐに排水ポンプの設置が必要だと思われれます。そのために、やはり近くの小屋が設置が必要だと思われれますが、いかがでしょうか。

#### 答弁▼施設課長

樋門の操作につきましては、操作人が天候等を確認しながら樋門、日々樋門管理することとなっております。大雨の予想等、気象庁の天気予報等を確認しながら、水位が上がる場合には樋門の確認、増水して逆流がある場合には樋門を閉めていただくというような操作内容になっております。前回につきましては、上ノ国町で内水があまり降ってない状況で、山間部で降った雨が急速に下りてきた形でありましたけども、うちの方で管理してる中で水位が上がってきた時に、樋門操作してるところがほぼでして、こちらから連絡して閉めるようなところは、ほぼあまりなかったように思われますので、管理体制については非常に対応していただいているというふうに考えております。

あと、ポンプにつきましては、先ほどお答えしたとおりですね、オナミ沢の水位、もしくは上ノ国町内で内水の方で大雨が降った場合には、天の川の水位のほかに、プラスアルファ加算される形になりますので、その分をかきあげれるようなポンプを設置を検討してまいりたいと思いますので、ご理解願います。

#### 再々質問

気象情報で大雨や洪水のおそれがある時のために、樋門操作の警戒水位を検討する。河川巡回体制を整える。複数人での樋門操作訓練が必要ではないかと思えます。そのためには、私、9月の議会の一般質問で出した天の川橋の水位計、河川カメラが必要になってくると思えます。また、災害のおそれがある場合、町内会や消防団に再委託されてはどうかと提案しますが、いかがですか。

**答弁▼施設課長**

管理につきましては、函館建設管理部が管理している樋門でございますので、町の方からそれを管理していただくというふうな形にはなりませんので、今のようなご意見に関しては、建設管理部の方に報告するような形を取りながら、連携取れるような形で考えたいと思います。

**質問2 自主防災組織の必要性について**

近年温暖化による影響で、長雨や集中豪雨などで各地での水害の被害が頻発しています。また11月2日に道南地方を襲った猛烈な大雨で、隣町の木古内町で1時間の降水量が136.5ミリと、道内の観測史上一番多い一時間降水量を記録しました。近隣町では避難指示も出されました。上ノ国町でも天の川の水量がかなり上昇しました。つまり水害の被害はいつ来てもおかしくないような状況になっています。自分の身は自分で守るのは当然ですが、高齢化が進む現在では、自分の地区は地区の人達同士で助け合いが必要になると思いますが、そのために自主防災組織をつくるのが必要となっておりますが、現状と課題についての町長の所見を伺います。

**答弁▼町長**

これまでに、新村地区、大留地区、木ノ子地区、汐吹地区及び石崎地区の5地区で自主防災組織が設立されており、住民には当該組織の重要性は浸透しつつあるものと認識しております。自主防災組織では、地区住民に防災意識を高める活動や避難訓練などの取組みを行いますが、活動内容は、年齢構成や自然災害の種類など地区ごとに感心や訓練などの内容が違ってまいります。また、当該組織からの要請を受け、防災担当者や消防署員も訓練などに参加、支援を行っているところでございます。

今日の災害対策においては、自助・共助・公助それぞれの役割を担いながら日頃から対策を講じることが重要であると言われておりますことから、自主防災組織は災害対策等に欠かせない組織であると考えております。町内各地区では高齢者の割合が高く組織運営に課題もありますが、住民自ら立ち上げることが最も有効な手段であると考えますことから、今後も町内全ての地区で自主防災組織が設立されるよう、啓発・啓蒙に力点をおきながら支援をしてまいりたいと存じます。

**再質問**

2年前に私はこの問題、一般質問した時に、自主防災組織が増えたのわずか1地区のみということで、やはり組織づくりは正直難しいと私自身も考えております。やはりこの組織づくりをするのに方法としては、例えば防災講座や自主防災リーダー養成研修など、各町内会から数名参加してもらい、防災意識を高めるのがまず必要だと思えます。このような開催を考えてみてはいかがでしょうか。

それと、私も防災士を取得したので、是非協力させていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

**答弁▼総務課長**

今、ご指摘の部分でございます。前回は議論させていただきました。コロナ前ではですね、そういった防災講話等々300人程度集めてじょくらで開催したこともございます。もうすでに取り組んでおるものと思っております。

近年は、コロナ対策の関係で開けないというだけでございますので、今後もそのような取組は当然進めていくということでございます。

ただ、1回目の町長の答弁でもおっしゃってるとおり、やはり行政がやれやれと言うだけでは、これはもう難しいのかなど。やはり、いくらインフラ整備してもなかなか今の気象関係、事象には対応できないということは、これはもうほんとに認識していただいて、やはり逃げるということが一番重要であるということですので、発信してまいりたいというふうに考えてございます。